

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律について

昨今、消費者が日常生活で用いる一部の製品について、長期間の使用に伴う経年劣化による重大な事故が発生しており、消費者の安全・安心を確保するためには、こうした事故を未然に防止するための措置を講ずることが喫緊の課題となっております。

これを踏まえ、平成19年11月21日、改正消費生活用製品安全法が公布されました。この改正法において、消費者自身による保守が難しく、経年劣化による重大事故の発生のおそれが高い製品について、製造・輸入事業者が、点検その他の保守に関する情報を消費者に提供し、点検を実施する体制を整備するための措置等を講ずることにより、消費者による点検その他の保守を適切に支援する制度が創設されます。(改正法の施行は平成21年春を予定しています。)

1. 法改正の趣旨

- (1) 平成19年2月の小型ガス湯沸器に係る死亡事故等、製品の経年劣化が主因となる重大な事故が発生しており、市場出荷後における事故の未然防止を図ることが重要な課題。
- (2) しかし、技術的な知見を持たない消費者が、経年劣化による事故を防止するために製品の点検その他の保守を自ら行うことは非常に困難。
- (3) このため、消費者自身による保守が難しく、経年劣化による重大事故の発生のおそれが高いものについて、製造・輸入事業者が消費者による点検その他の保守を適切に支援する仕組みを構築することが必要。

2. 法改正の概要

経年劣化安全対策の強化として、長期使用製品安全点検制度と長期使用製品安全表示制度等を創設。

- (1) 長期使用製品安全点検制度の導入～安全に長く使うために～
消費者自身による保守が難しく、経年劣化による重大事故の発生のおそれが高いもの（特定保守製品）について、消費者に保守情報を適切に提供するとともに、点検実施体制の整備を製造・輸入事業者を求める制度を創設。

○特定保守製品の指定

- ・消費生活用製品のうち、経年劣化により安全上支障が生じ、一般消費者の生命又は身体に対して特に重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品であって、使用状況等からみてその適切な保守を促進することが適当なものを政令で定める。

(対象品目) 屋内型ガス瞬間湯沸器（都市ガス、LPガス）、屋内型ガスバーナー付ふろがま（都市ガス、LPガス）、石油給湯器、石油ふろがま、密閉式石油温風暖房機、ビルトイン型電気食器洗機、浴室用電気乾燥機の9品目（燃焼・大電力系の設置型の製品）を検討中。

○特定製造事業者等の義務

①特定保守製品の点検その他の保守に関する情報の提供等

- ・事業の届出

特定保守製品の製造又は輸入の事業を行う者（以下「特定製造事業者等」という。）は、事業開始の日から三十日以内に、省令で定める特定保守製品の型式の区分その他の事項を主務大臣に届け出なければならない。

- ・点検期間等の設定

特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品について、主務省令で定める基準に従って、標準的な

使用条件の下で使用した場合に安全上支障がなく使用することができる標準的な期間として設計上設定される期間（以下「設計標準使用期間」という。）及び設計標準使用期間の経過に伴い必要となる経年劣化による危害の発生を防止するための点検を行うべき期間（以下「点検期間」という。）を定めなければならない。

・ 特定保守製品への表示等

特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品について、設計標準使用期間及び点検期間等を表示するとともに、当該特定保守製品の所有者がその氏名及び住所等の情報（以下「所有者情報」という。）を提供するための書面等の添付をしなければならない。

・ 所有者情報の管理

特定製造事業者等は、所有者情報の利用の目的等を公表するとともに、所有者から提供を受けた所有者情報について名簿を作成し、当該所有者情報を適切に管理しなければならない。

・ 点検の必要性の通知

特定製造事業者等は、名簿に記載された者に対し、点検期間内に点検を行うことが必要である旨等の通知を発しなければならない。

・ 点検の実施

特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品について、点検期間中に点検の実施を求められたときは、省令で定める基準に従って、当該特定保守製品の点検を行わなければならない。

・ 改善命令

主務大臣は、特定製造事業者等が、規定に違反していると認めるときは、当該特定製造事業者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

②特定保守製品の点検その他の保守の体制の整備

・体制の整備

特定製造事業者等は、省令で定める判断の基準となるべき事項を勘案して、特定保守製品の点検その他の保守を適切に行うために必要な体制を整備しなければならない。

・勧告及び命令等

主務大臣は、特定保守製品の点検その他の保守の体制の整備が当該基準に照らして著しく不十分な特定製造事業者等に対し勧告及び命令等を行うことができる。

○特定保守製品取引事業者の義務

・引渡時の説明

特定保守製品の売買その他の取引等を行う事業者（以下「特定保守製品取引事業者」という。）は、特定保守製品の引渡しに際し、その取得者に対して、特定保守製品の保守の必要性等について説明しなければならない。

・所有者情報提供への協力

特定保守製品取引事業者は、特定保守製品の所有者が特定製造事業者等に所有者情報を提供することへ協力しなければならない。

・勧告及び公表

主務大臣は、特定保守製品取引事業者が、規定を遵守していないと認めるときは、当該特定保守製品取引事業者に対し、勧告及び公表を行うことができる。

○関連事業者の責務

- ・特定保守製品に関連する事業者は、特定保守製品の所有者に対して、特定保守製品の必要性、所有者情報の提供等に係る情報が円滑に提供されるよう努めなければならない。

○所有者（消費者）の責務

- ・ 特定保守製品の所有者は、特定製造事業者等に所有者情報を提供するものとする。
- ・ 特定保守製品の所有者は、特定保守製品の保守に関する情報を収集し、点検期間に点検を行う等その保守に努めるものとする。
- ・ 特定保守製品を賃貸の用に供することを業として行う者は、特定保守製品の保守に関する情報を収集し、点検期間に点検を行う等その保守に努めなければならない。

○国の役割

- ・ 経年劣化に係る危険情報の収集・公表
主務大臣は、特定保守製品等について、経年劣化に起因する事故に関する情報を収集し、及び分析するとともに、その結果を公表するものとする。
- ・ 独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）による調査
主務大臣は、必要があると認めるときは、NITE に経年劣化に関する技術上の調査を行わせることができる。
- ・ 点検事業者に関する情報の収集・公表
主務大臣は、特定保守製品の点検の実施に支障が生じているときは、点検を行う技術的能力を有する事業者に関する情報を収集し、これを公表しなければならない。

（２）長期使用製品安全表示制度等の導入

経年劣化による重大事故の発生確率が高くはないものの、経年劣化による重大事故件数が一定数以上のもの（特定保守製品等）については、消費者に対して、適切な注意喚起を行うことが事故の未然防止を図る上で重要である。これを踏まえ、対象製品に関しては、製品本体への経年劣化による事故リスク情報を表示する制度等を創設。

○事業者の責務

- ・ 特定保守製品等の製造又は輸入の事業を行う者は、国が公表した経年劣化に関する情報を活用し、設計の工夫、表示の改善等を行うよう努めなければならない。
- ・ 特定保守製品等の製造・輸入又は小売販売の事業を行う者は、一般消費者に対し、経年劣化による危害の発生の防止に資する情報を適切に提供するよう努めなければならない。

長期使用製品安全点検制度～安全に長く使うために～

消費者自身による保守が難しく、経年劣化による重大事故の発生のおそれが高いもの(特定保守製品)について、消費者に保守情報を適切に提供するとともに、点検の通知や応諾を製造・輸入事業者を求める制度。

特定保守製品の点検その他の保守の促進

①製品への表示等の義務付け

製造・輸入事業者に対して、設計標準使用期間、点検期間等の製品への表示、所有者情報を製造・輸入事業者に提供するための書面(所有者票等)の添付を義務付け。

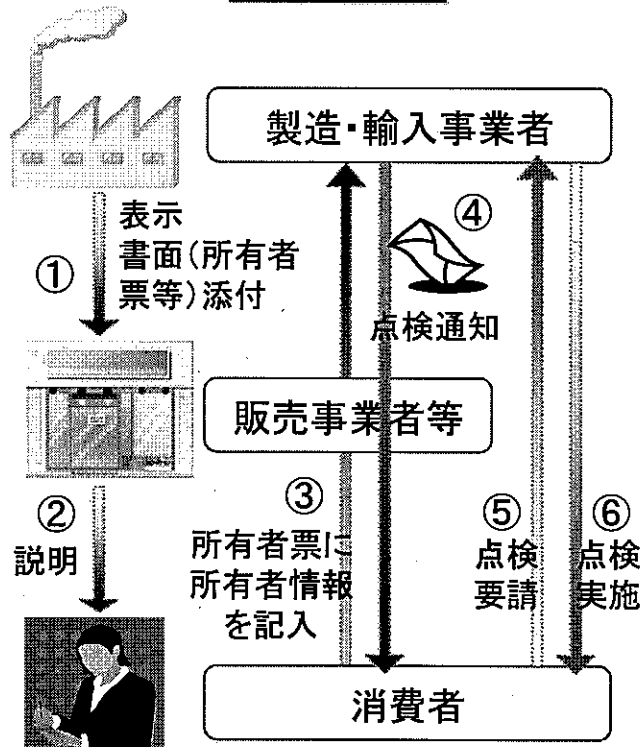
②消費者に対する説明等の義務付け

販売事業者に対して、経年劣化によるリスクと適切な保守の必要性について消費者に説明することを義務付け。

③消費者による所有者票の返送と販売事業者の協力

消費者は所有者票を製造・輸入事業者へ返送。その際、販売事業者は、返送を代行する等により協力。

主要な流れ



④点検の必要性等に関する通知の義務付け

製造・輸入事業者に対して、点検期間の前に消費者へ点検の必要性につき通知することを義務付け。

⑤点検実施の責務

消費者は、点検期間に点検を行う等保守に努める必要。

⑥点検実施の義務付け及び点検実施体制整備

製造・輸入事業者に対し、点検期間中に点検要請を受けたときの点検実施を義務付け。また、既販品を含め、点検その他の保守を適切に行うために必要な体制を整備する必要。